

議案第125号

宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市特別会計条例(昭和39年条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>宝塚すみれ墓苑事業費特別会計</u> <u>宝塚すみれ墓苑事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>宝塚市営霊園事業費特別会計</u> <u>宝塚市営霊園事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため</u></p>